

2019年4月1日

関係者の皆様へ

働き方改革関連法に対する弊社取り組みに関して

株式会社鈴木商館
代表取締役 鈴木 慶彦

拝啓

早春の候、貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日4月1日より施行の「働き方改革関連法」に関しまして、弊社においても「社員の健康維持」、「ワーク・ライフ・バランス」、「コンプライアンス」等の様々な観点より、社内において以下の取り組みを実施して参ります。

取り組み内容

1. 時間外労働削減への取り組み

- ・ 出勤時間は所定始業時刻 20 分前とし、時間外労働の削減に努めます。
- ・ 所定終業時刻後の速やかな退勤を徹底致します。
- ・ ノー残業デー（毎週水曜日）、ノー残業月間（1月、8月）の実施を徹底致します。

2. 年次有給休暇5日間取得義務への取り組み

- ・ 年度内の「5日間の有給休暇取得」の完全実施を進めて参ります。

関係者の皆様におかれましては、当社の取り組みに対してのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、取り組み実施後においてもこれまで以上のサービス、商品のご提供を継続して実現して参ります。

今後ともお引き立て頂きますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具